

審議案件に関する概要

令和6年7月22日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和5年12月20日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号
有限会社FBM 代表取締役 大崎 龍二	旭川市永山2条6丁目1番31号
株式会社三ツ輪商会 代表取締役 栗林 延年	釧路市鳥取南5丁目12番5号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	DCM永山店 旭川市永山2条6丁目57番1 ほか		
(2)変更しようとしている事項	変更前	変更後	
店舗面積の合計	6,825㎡	7,398㎡	
施設の配置に 関する事項	①駐車場の収容台数	226台	275台
	②駐輪場の収容台数	23台	40台
	③荷捌き施設の面積	96㎡	150㎡
	④廃棄物等の保管施設 の容量	61㎡	65㎡
施設の運営方 法に関する事 項 (小売業を行う 者の開店時刻 及び閉店時刻)	DCM 株式会社	午前7時00分 ~ 午後9時00分	午前7時00分 ~ 午後9時00分
	有限会社 FBM	午前9時30分 ~ 午後7時00分	午前9時30分 ~ 午後7時00分
	株式会社三ツ輪商会 (新規店舗)		午前9時00分 ~ 午後8時00分
(3)変更する年月日	令和6年8月21日		

3. 審査事項

(1)駐車場整 備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数417台 > 設置台数275台 ・別途駐車場内に冬季堆雪場所等として102台 確保。
	従業員駐車場等の整備	店舗裏側に42台確保。 ・駐車場内に確保している届出外駐車場102台

		も利用可能。			
駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	40台	<ul style="list-style-type: none"> ・現店舗及び同規模他店舗の運営実績から駐輪場が不足することはない。 ・自動二輪車での来客は少なく、来客駐車場で充分に対応する事が可能。 			
来客車両等の入出庫方法	<ul style="list-style-type: none"> ・入口ゲート・遮断機等は無く入庫待ちは発生しない。 				
搬入車両等の誘導	荷捌き施設①	処理能力2台/時に対し ピーク時1台/時の搬入。			
	荷捌き施設②	処理能力3台/時に対し ピーク時1台/時の搬入。			
	荷捌き施設③	処理能力6台/時に対し ピーク時2台/時の搬入。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。 ・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 				
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 				
交通整理員の配置	<p>4名程度（7：00～18：00）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。 				
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場及び冬季堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時や販売促進催事等を行う際には、チラシにより案内経路を周知するとともに、交通整理員を配置して安全の確保に努める。 				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60dB	45dB	○
		2	60dB	53dB	○
		3	60dB	42dB	○

		4	60dB	43dB	○
夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
	1	50dB	31dB	○	
	2	50dB	43dB	○	
	3	50dB	28dB	○	
	4	50dB	30dB	○	
夜間の音源毎最大値の予測	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	A1	空調機④+ 排気②④⑤	50dB	37dB	○
	A2	冷凍機①+ 排気⑬	50dB	47dB	○
	a3	排気①	50dB	34dB	○
	a4	排気⑧	50dB	55dB	△
規制基準値を超える、a4地点について、直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回ります。					
	再計算点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a4'	排気⑧	50dB	39dB	○
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 ・駐車場利用ご案内にアイドリングストップなど騒音低減の配慮を促す旨記載し、環境への配慮をお願いする。 			
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 			
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置する。 ・室外機は最新の低騒音型を設置する。 			
青少年の娯集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が侵入して騒音公害を起こさないよう配慮します。 			
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は、基本的には、深夜早朝に行わないよう配慮する。 ・万一騒音問題が発生した際には、迅速に適切な対応を図る。 			
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 30m ³ < 設置容量 65m ³			
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 			
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に則り適切な廃棄物分別や運搬処理業者の選定を行う。 			
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。 			
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは袋で密閉のうえ、屋内の保管施設に一時保管し悪臭の発生を防ぐ。 			
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場 			

		合、適正な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域において、町並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮する。 ・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5)防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部使用、あるいは店舗で取扱っている物資の緊急時における提供等の要請等があった場合、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮する。 ・夜間は機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川東警察署交通第一課)	協議済み
	地元市町村(旭川市)	協議済み
	道路管理者 (旭川市土木部土木管理課)	協議済み
	その他関係機関 (永山南小学校、永山南中学校)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

なし

(DCM 永山店：法第6条第2項)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条で述べられている配慮のうち、敷地境界における夜間の音源ごとの最大値が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっているため、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

また、上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

審議案件に関する概要

令和6年7月22日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	令和5年12月28日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通2丁目南1番10号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称)イオン旭川春光店 旭川市春光町10-2ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹	
(3) 新設日	令和6年9月1日	
(4) 店舗面積の合計	6,045 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	305 台
	駐輪場の収容台数	185 台
	荷さばき施設の面積	288 m ²
	廃棄物保管施設の容量	65 m ³
(6) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分 ~ 午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分 ~ 午後10時00分
	駐車場の出入口数	出入口5箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分 ~ 午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数305台=設置台数305台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に別途確保(55台)
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	185台 ・同規模他店舗の運営実績を参考に計画。 ・自動二輪車の来客は少なく、来客駐車場での対応可能。
	来客車両等の入出庫方法	・入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。
	搬入車両等の誘導	・荷捌き施設① 荷さばき処理能力1時間あたり 12台に対し8台の搬入 荷捌き施設② 荷さばき処理能力1時間あたり 2台に対し1台の搬入 荷捌き施設③ 荷さばき処理能力1時間あたり

		<p>2台に対し1台の搬入 十分な施設面積を確保しており入庫待ちは発生しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 通学時間帯に重なる朝市等の特売の際には駐車場出入口周辺に交通整理員等を配置して学童や歩行者の交通安全を図る。 出入口看板、出庫時の一旦停止・通学児童注意喚起表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 荷捌施設②③については開店前に運用するなど来客の安全が確保できるよう配慮する。 				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 従業員駐車場及び堆雪場所などに一時堆雪するが、適時排雪を行い必要駐車台数の確保に努める。 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> オープン時にはチラシにより案内経路を週するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	47dB	◎	
		2	55dB	48dB	◎	
		3	55dB	41dB	◎	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	42dB	◎	
		2	45dB	40dB	◎	
		3	45dB	41dB	◎	
	夜間の音源毎最大値の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	40dB	49dB	△
		a2	冷凍機②	40dB	51dB	△
		a3	排気①	40dB	42dB	△
		a4	排気③ a	40dB	42dB	△
		a5	排気④	40dB	48dB	△
		a6	排気⑥	40dB	55dB	△
		a7	排気⑦	40dB	55dB	△
a8		排気⑧	40dB	57dB	△	
a9		排気⑨	40dB	54dB	△	
a10		排気⑩	40dB	61dB	△	
a11		排気⑪	40dB	61dB	△	
a12	排気⑫	40dB	65dB	△		

直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回ります。

再計算点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
A 1'	冷凍機①、②	40 dB	34 dB	○
a 3'	排気①	40 dB	38 dB	○
A 2'	排気③ a、④、 ⑧、⑨	40 dB	30 dB	○
A 3'	排気⑥、⑦	40 dB	30 dB	○
A 4'	排気⑩、⑪、⑫	40 dB	27 dB	○

	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者に対して、自動車の低速走行など環境への配慮を行うよう指導する。 ・冬季における駐車場等の除排雪作業は基本的に深夜早朝は行わない。
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの軽減に取り組む。
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置し、近隣住宅への配慮を啓蒙する。
	青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、駐車場出入口をバリカーで閉鎖し、暴走車車両等が侵入して騒音公害を起こさないよう配慮します。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音問題が発生した際には、迅速に適切な対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 28m ³ < 設置容量 65m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は屋内施設とし、飛散防止や美観・衛生に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。 ・店舗にトレー・牛乳パック・空き缶の回収箱を設置し、リサイクル活動を実施。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ等の保管は、屋内の密閉施設で保管し、悪臭の発生を防ぐ。 ・調理場からの排気は近隣住宅から十分な距離を確保して影響の低減を図る。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域において、街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害する事のないよう調和を図る。 ・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。 	
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請等があった場合、必要な協力をを行う。 	

(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮する。 ・夜間は機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川中央警察署交通第一課)	協議済み
地元市町村(旭川市)	協議済み
道路管理者 (旭川市土木部土木管理課、旭川建設管理部事業室事業課)	協議済み

4

市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

なし

((仮称) イオン旭川春光店 : 法第5条第1項)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条で述べられている配慮のうち、敷地境界における夜間の音源ごとの最大値が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっているため、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

また、上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。